

豊中市令和9年度第10区ごみ収集運搬業務委託の契約に係る一般競争入札について

豊中市令和9年度第10区ごみ収集運搬業務委託の契約について、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告します。

令和8年10月7日

豊中市長 長 内 繁 樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

第10区ごみ収集運搬業務委託

(2) 履行場所

豊中市千成町1丁目から3丁目まで

豊中市大黒町1丁目から3丁目まで

豊中市玉井町1丁目から4丁目まで

豊中市螢池南町1丁目から3丁目まで

(3) 概要

履行場所における市民から排出される可燃ごみ及び不燃ごみの収集運搬業務

(4) 期間

契約締結日から令和14年3月31日（水）まで

(5) 入札方法

本入札は、紙入札により行う。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たした者

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公告日において豊中市物品・業務委託等入札参加資格の認定を受けていること。ただし、当該認定の際に提出した業者登録カードの営業種目に廃棄物処理と記載した者であること。

(3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

(4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

(5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。

(6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(7) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続

開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。)があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (9) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第5項4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- (10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条第1項第1号から第3号までのいずれにも該当すること。
- (11) 労働関連法令に違反し官公署から行政指導等を受けていないこと。
- (12) 入札日において過去1年以上「豊中市の一般廃棄物収集運搬許可業者(事業系ごみ・浄化槽汚泥)」、「豊中市の一般廃棄物収集運搬業務委託業者(家庭系ごみ・し尿)」、「伊丹市の一般廃棄物収集運搬許可業者(事業系ごみ・浄化槽汚泥)」又は「伊丹市の一般廃棄物収集運搬業務委託業者(家庭系ごみ・し尿)」であること。
- (13) 令和4年度以降において、豊中市との家庭系ごみ収集運搬業務委託契約の履行に関し「改善報告書」が交付されたにもかかわらず正当な理由がなく従わなかったこと又は豊中市若しくは伊丹市と締結した家庭系ごみ収集運搬業務委託契約を解除されたことがないこと。
- (14) 入札に参加しようとする他の者の間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が進行中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員(株式会社の取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 入札参加資格確認審査手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、令和8年10月21日(水)までに(5)に掲げる一般競争入札参加申込書(様式1)その他の書類(以下「申込書類」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。

- (2) 期限までに申込書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

- (3) 申込書類の配付場所

ア 配付期間

令和8年10月7日(水)午前9時から令和8年10月27日(火)午後5時まで

イ 配付場所

「豊中市ホームページ>トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約情報>公告(契約検査課以外のもの)」に掲載する。

- (4) 申込書類の提出

ア 提出期間

令和8年10月7日（水）から令和8年10月21日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

大阪府豊中市走井2丁目5番5号
豊中市環境部家庭ごみ事業課

(5) 申込書類

一般競争入札参加申込書（様式1）
資本関係・人的関係調書
誓約書

(6) その他

ア 申込書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書類は、返却しない。

ウ 申込書類は持参又は郵送するものとし、電送によるものは受け付けない。郵送する場合は書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便、レターパックプラス又はレターパックライトのいずれかを利用し、上記提出期限必着とする。

エ 入札参加資格確認審査を行った結果、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

4 共通仕様書、特記仕様書、設計計算書、現場説明書、豊中市物品購入契約等入札心得及び入札書（以下「仕様書等」という。）の配布

(1) 配付期間

令和8年10月7日（水）午前9時から令和8年10月27日（火）午後5時まで

(2) 配布方法

「豊中市ホームページ>トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約情報>公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

「豊中市ホームページ>トップページ>事業者の皆さんへ>入札・契約情報>公告（契約検査課以外のもの）」に掲載する。

(2) 期間

令和8年10月7日（水）午前9時から令和8年10月27日（火）午後5時まで

6 内容等に関する質問等

(1) 受付期間

令和8年10月7日（水）午前9時から令和8年10月21日（水）午後5時まで

(2) 質問等様式

質疑書（様式2）

(3) 受付方法

電子メールによる。宛先は14問合せ先に記載のとおり。

(4) 回答

令和8年10月23日（金）午後5時までにホームページにて回答。

(5) その他

入札参加申込者及び質問者全員にその内容を通知する。

7 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和8年10月28日（水）午後2時

(2) 入札場所

豊中市役所 第1入札室（第一庁舎4階）

(3) その他

ア 参加は1事業者1人までとする。

イ 当日配布の入札書により入札を行う。入札終了後、即時開札する。

ウ 天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめること

がある。

8 その他入札に関する事項

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札回数は3回を限度とする。
- (3) 入札の順番は、第1区ごみ収集運搬業務委託（以下「第1区」という）から第10区ごみ収集運搬業務委託（以下「第10区」という）、ビン区ごみ収集運搬業務委託、粗大区ごみ収集運搬業務委託の順とする。また、第1区から第10区までの入札においては、落札した各区の寡占率の合計が40%（以下、「上限値」という。）を超えない範囲で落札することができる。各区の寡占率は、令和8年4月1日現在住民基本台帳における豊中市の全人口の基づき計算する。なお、第10区ごみ収集運搬委託における寡占率は、2.7%である。
- (4) 本入札については、施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける。
- (5) 予定価格及び最低制限価格は、全ての区域の開札後に公表する。

9 落札者の決定

開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札となるべき金額の入札をした者が他の区のごみ収集運搬業務委託を含め寡占率の合計値が上限値を超える場合は、当該案件の落札者とせず、次順位者から落札者を決定する。落札となるべき金額の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該落札となるべき金額の入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。この場合において、当該落札となるべき金額の入札をした者は、「くじ」を辞退することができない。

10 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の5に相当する額以上の額を納付しなければならない。ただし、豊中市財務規則（昭和46年豊中市規則第13号）第109条又は第110条の規定を適用できる場合はこの限りでない。

11 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申込みを行った者のした入札並びに豊中市物品購入契約等入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点及び開札時点において、入札に参加する資格のない者のした入札は、無効とする。

12 契約の締結

契約書を作成する。

13 その他

入札参加者は、仕様書等を熟読し、豊中市物品購入契約等入札心得を遵守すること。

14 問合せ先

大阪府豊中市走井2丁目5番5号

豊中市環境部家庭ごみ事業課

kateigomi@city.toyonaka.osaka.jp